

当社取締役会の実効性に関する評価結果の概要について

当社は、2017年度の取締役および監査役を対象として取締役会の実効性に関する評価を実施しましたので、その評価結果の概要をお知らせします。

【取締役会評価実施要領】

| | |
|------|--|
| 対象者 | 2017年度の全取締役(9名)及び全監査役(5名) |
| 実施方法 | 外部コンサルタントを起用し、対象者に対するアンケートおよび個別インタビューを実施(回答は匿名ベース) |
| 質問内容 | 以下5つの大項目に関する事項 ① 取締役会の構成 ② 任意諮問委員会の構成等(指名委員会、ガバナンス・報酬委員会) ③ 取締役会の役割・責務 ④ 取締役会の運営状況 ⑤ 取締役・監査役に対する情報提供、トレーニング |
| 評価方法 | 対象者の回答内容をベースに外部コンサルタントにて第三者評価を実施。当該第三者評価を参考にして、ガバナンス・報酬委員会における検討の後、取締役会において分析・評価を実施。 |

【評価結果の概要】

上記による評価の結果、取締役会の構成、任意諮問委員会の構成等、役割・責務、運営状況、情報提供・トレーニングの面において、当社の取締役会の実効性は確保されていることを確認しました。

当社は、前回(2015年度)の取締役会評価における結論を受け、ガバナンス・報酬委員会での審議を経た上で、2017年度より、取締役総数を削減し、且つ、取締役総員の3分の1以上の社外取締役を選任することにより、「モニタリング重視型」の取締役会に移行しました。外部コンサルタントよりは、社外役員に対する事前ブリーフィングの強化、業務執行状況報告の充実、社外役員による意見の積極的表明等、取締役会の実質面での機能強化も図られているとの評価がありました。

一方、「モニタリング重視型」への移行を踏まえた取締役会の運用、任意諮問委員会の審議内容の取締役会への報告の拡充等について引き続き検討する必要があるとの意見がありました。

当社は、今回の取締役会評価の結果を踏まえ、引き続き取締役会の実効性の維持・向上に取り組んでいきます。